

預金規定改正のお知らせ

青梅信用金庫

当金庫では、2022年11月1日より「普通預金規定」「無利息型普通預金規定」「貯蓄預金規定」「総合口座取引規定」「総合口座取引規定（普通預金無利息型）」を改正します。改正後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定する規定

- ・普通預金規定
- ・無利息型普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・総合口座取引規定（普通預金無利息型）

2. 改正概要

- ・当金庫窓口に備付の機器で払戻しするときは、キャッシュカードの暗証番号を入力することにより、キャッシュカードまたは通帳で払戻しを可能とする方法について追記
- ・印鑑照合について「印影（または暗証）と届出の印鑑（または証明）との照合」

3. 改正日

2022年11月1日（火）

以上